

登市公第206号

令和元年11月19日

登米市農業委員会
会長 高橋 清範 様

登米市長 熊谷 盛廣



令和元年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書
について（回答）

令和元年9月30日付け登農委第371号で提出をいただいたこのことについて、別紙
のとおり回答します。



令和元年度農地等の利用の最適化の推進施策に関する 意見書に対する回答について

令和元年9月30日付け登農委第371号において、令和元年度農地等の利用の最適化の推進施策等に関する、「1. 農地利用の集積・集約化について」、「2. 遊休農地の発生防止・解消について」、「3. 農業への新規参入と後継者の育成について」、「4. 若手農業者など農業従事者の確保対策について」、「5. 登米市畜産振興対策について」の5点について、意見書をいただいております。

このことについて、次のとおり回答いたします。

1 農地利用の集積・集約化について

①人・農地プランの推進体制を強化するとともに、全農家へのアンケートを基に将来的な離農の可能性や再圃場整備事業を想定した農家の意向の把握に努めながら、農地集積・集約化の促進を図ること。

本年度から「人・農地プランの実質化」に取り組んでいるところですが、貴委員会はもとより、県や農業協同組合、土地改良区などの関係機関とは、会議などを通し、その取組の重要性について共通認識を持っているところであります。今後におきましても関係機関と更なる連携や体制強化を図ってまいります。

人・農地プランの実質化への取組に当たりましては、本年6月に市内の全農家を対象に、おおむね5年から10年後の農地利用などについて、アンケート調査を実施しており、現在集計作業を進めているところであります。そのアンケート調査結果や本年度、関係機関と共に農家等を対象に実施している新たな標準区画（2ha区画）と人・農地プランの勉強会などを通じて把握した状況を基に、地域の農業者等との農地集約化に関する将来方針の話し合いなどを進めてまいります。

②既整備済み水田（30a区画）を新たな大区画に向けた再圃場整備事業を推進すること。また、国・県に対しては採択要件の緩和と工期の短縮及び農家負担割合の軽減等について要望すること。

平成30年3月に県、本市、土地改良区などで組織する「初期型ほ場整備再生計画策定検討会」が設置され、本市内において30a区画で整備済みの水田約7,700haを「初期型ほ場整備地域」と位置づけ、これまで以上の生産の効率化や収益性の向上を可能とする「登米地域の初期型ほ場整備再生計画」を平成31年2月に策定したところであります。

本計画では、「大区画化ほ場の整備」などを計画しており、本計画を通じて地域合意

に基づく初期型ほ場整備地域の再整備計画によって登米市農業の更なる発展に資するよう事業の推進を図ってまいりたいと考えております。また、採択要件の緩和と工期の短縮及び農家負担割合の軽減等については、国、県に対し意見を述べてまいりたいと考えております。

③新たな圃場整備にあたっては、コスト軽減に向けた農作業の平準化や高収益作物を導入した複合経営の拡大及び有機栽培等多様化する中小農家の営農を支援する区画、換地等の計画をすること。

本市では「登米地域の初期型ほ場整備再生計画」を通じて「大区画化ほ場の整備とスマート農業の導入」や「意欲ある担い手の集約の促進」及び「老朽化した用排水施設の更新及び高収益作物の導入への取組」を目指し、登米市農業の更なる推進を図ってまいりたいと考えております。

④中山間地については、効率的な農作業の確保と農地の集積・集約を可能とする農地中間管理機構の事業を積極的に推進すること。

中山間地での担い手への農地集積・集約に当たっては、県及び土地改良区などの関係機関と連携を図りながら、農地中間管理機構関連農地整備事業の推進に取り組んでまいります。

⑤機構集積協力金は、機構への集積以外の集積も考慮するよう国県へ要請すること。

機構集積協力金については、農地中間管理機構に農地を貸付けた出し手農家に交付され、担い手への農地の集積・集約化の促進に大きな役割を果たしていることから、今後も、機構集積協力金の継続等について働きかけてまいります。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

① 農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を積極的に推進すること。

農地中間管理機構への農地の貸し出しが増加する中、農地の出し手は基盤整備をする用意がないため、担い手への農地集積が進まないことが考えられます。

このため、機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が基盤整備をする農地中間管理機構関連農地整備事業は農地集積・集約化に向けて有効な取組と考えております。

今後、県及び土地改良区などの関係機関などと共に、同事業の活用に向けて推進し

てまいります。

②農地耕作条件改善事業を活用した取り組みを更に推進すること。

区画整理や暗きよ排水などの簡易な基盤整備を実施する農地耕作条件改善事業については、これまでに16地区が取組、令和元年度には2地区が取り組んでいるところです。

農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積に当たっては、受け手が耕作しやすいほ場の整備が必要なことから、今後も県及び土地改良区などの関係機関と連携を図りながら、同事業の推進に取り組んでまいります。

③中小規模農家の所得確保に向け、水稻を基幹とした複合経営（野菜等）のプランを実効性・永続性の確保に向けた支援を図ること。

本市では、農業の複合経営化を推進しており、園芸においては市単独による園芸産地拡大事業で施設及び機械の整備や種苗導入など、多岐にわたって支援しております。今後も補助限度額の特例などの実効性を確保しながら、効果的な支援の継続を検討してまいります。

また、農業者や農業法人等が主体となる取組について、宮城県登米農業改良普及センター、各農業協同組合と協力し、各種融資制度や国、県等の支援制度を活用して、永続的に支援してまいります。

④「多面的機能支払い交付金」制度の継続、更なる事務の簡素化及び円滑な組織運営ができるよう国に要望すること。

本市内での「多面的機能支払い交付金」制度を活用している組織数は現在147組織であり、多くの地域で活用されております。しかし、組織構成員の高齢化等による事務の負担や役員のなり手不足などが組織の共通課題となっております。

本市としましては、このような状況を踏まえ「組織の広域化」を進めてまいりたいと考えております。組織を広域化することにより事務負担の軽減が図られ、効率的な事務運営を可能とすることで、より多くの地域でこの制度を取り組んでいただけるよう、今後も推進してまいります。

⑤高齢者等の労働力不足を補い、広域的な農作業を支援するため、JA等関係機関と協議し組織化を図ること。

農業協同組合や県、土地改良区などの関係機関と連携し、認定農業者や農業生産法人など各地域の担い手への情報提供を図り広域的な農作業や組織化支援に努めてま

いります。

3. 農業への新規参入と後継者の育成について

① 新規参入、新規就農者に向けた情報発信を更に積極的に行うこと。

本市の新規就農者に対しては、関係機関と連携した就農相談会のほか、国、県の事業と合わせて研修から就農まで支援する体制を整備しており、市広報誌や市公式ホームページ、市産業振興メールマガジンなどの各種媒体を通じて、積極的に情報発信に努めています。

② 関係機関との連携による交流、農業体験等を推進すること。

本市での新規就農、新規参入、Uターン、Iターンなどに向けて、企画政策課と連携して東京都内での移住フェアで本市での就農に向けた相談会を、また、登米市認定農業者連絡協議会と連携した市内外の消費者を対象に交流事業などを開催し本市の魅力発信に努めており、今後も関係機関と連携を図りながら、各種取組を進めてまいります。

③ 「農業次世代人材投資事業」の予算確保に向けて国へ働きかけること。

「農業次世代人材投資事業」は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金が交付されるもので、本市でもこれまで24件、9,428万円の活用実績があります。今後も次世代の農業担い手確保に向けて、本事業の継続に向け関係機関に働きかけてまいります。

4 若手農業者など農業従事者の確保対策について

① 親元就農に対する登米市独自の支援策を速やかに創設すること。

親元就農には、土地、農業機械などの設備、既存の販路や地域での認知を、そのまま受け継いで営農を開始できるメリットがある反面、親との営農方針の相違などの課題も存在しております。課題の解決に向けては、就農相談会などの既存の事業を活用しつつ、他市町村の取組事例を参考に、本市親元就農支援について取り組んでまいります。

②農業所得向上、経営の能力向上について情報交換を行う場を設置するなど一層の支援を拡充すること。

農業所得の向上のためには、コスト削減だけではなく、ニーズに対応した高品質化や高付加価値化などを図り、消費者に選択される農産物の生産・販売力を強化していくことが必要であると考えております。

これまで、農家の所得、経営の能力向上に向けて、東北大学大学院などと連携し、登米アグリビジネス起業家育成塾を開催して、農業経営者の育成、環境保全米の高付加価値化、相互の人材の交流に努めてまいりました。

現在、登米市認定農業者連絡協議会が主催し、意見交換会を開催しておりますが、農業所得、経営能力の向上についても情報交換できるよう働きかけつつ、今後も支援に取り組んでまいります。

③担い手育成支援について更に要件等の拡充を図るとともに農地や住居、営農に必要な施設、機械のリース等受入体制整備のための資金を創設すること。

農業担い手育成支援事業では、担い手を対象とした農業研修等、担い手の組織化及び組織運営活動等、新規就農者が農地を取得又は賃借する経費などを支援しているところですが、他市町村の取組事例を参考に、本市支援に取り組んでまいります。

④農業体験施設の整備と希望者を就農体験できる仕組み作りを図ること。

登米市認定農業者連絡協議会などと連携し、市内外の若年層に向けた就農体験などの構築に向けて、調査・研究を進めてまいります。

⑤登米総合産業高校との出前授業や就農体験受け入れ体制を整備し連携を強化すること。

現在、市内3高校で実施する各種産業やまちづくりの施策などの地域課題解決に向けた学習の際に、市職員を派遣しており、今後も各種授業への協力や就農体験受け入れに向けて、市内3校と連携を強化してまいります。

5. 登米市畜産振興対策について

①繁殖牛などのキャトルセンターの運営について、経験が豊富な農協や運営団体が行う場合、市は円滑な支援を速やかに行うこと。

キャトルセンターは、子牛の共同育成および不受胎牛の管理を行うことで、農家の労力軽減と飼育頭数の拡大、分娩回転率向上も目的とする受託施設となります。現在、登米市には整備されていませんが、農協等で整備や運営する際には、市としてどのような支援ができるか、調査してまいります。

②家畜人工授精師や削蹄師の人材育成を推進すること。

家畜人工授精師は県で認定している資格となり、削蹄師は民間の資格となります。どちらも講習会を受講後、認定試験で合格し、資格を得ることになります。どちらも、専門的な技術の習得が必要で、乳用牛及び肉用牛の生産拡大を図る上で、重要な役割を任っておりまます。市内には、県内の中で、比較的多い資格の取得者がおりますが、農家経営や畜産生産基盤の強化を図るために、人材育成につきましても調査してまいります。

以上、いただきました「意見書」の内容を踏まえ、担い手が安心して農業に従事できるよう、関係機関との連携を強化しながら様々な課題を解消するために、今後の施策及び事務事業に反映してまいります。